

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 基礎調査の結果の公表

都道府県は、基礎調査の結果を公表しなければならないこと。

(第四条第二項関係)

第二 基礎調査に関する是正の要求の方式

国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によつたのでは土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）の指定又は土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

(第六条関係)

第三 警戒区域における警戒避難体制の整備等

一 市町村防災会議は、警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

3 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

4 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

5 救助に関する事項

6 1から5までに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
(第八条第一項関係)

二 市町村防災会議は、一により市町村地域防災計画において一の4に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における一の4の施設を

利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、一の1に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。こと。
(第八条第二項関係)

三 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等を住民等に周知させるため、当該事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならぬこと。
(第八条第三項関係)

第四 土砂災害警戒情報の提供

一 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（以下「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならぬこと。
(第二十七条第一項関係)

二 一による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする
こと。
（第二十七条第二項関係）

第五 避難のための立退きの指示等の解除に関する助言

市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができることとし、この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとすること。
（第三十二条関係）

第六 地方公共団体への援助

国土交通大臣は、警戒区域の指定及び特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村

が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこと。

(第三十六条関係)

第七 其他所要の改正を行うものとする事。

第八 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定める事。

(附則第二条及び第三条関係)

三 その他所要の改正を行う事。

(附則第四条から附則第六条まで関係)